

## 計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

## 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会や検討委員会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、利用料金の適正な設定等を含めた財源の検討等、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

## 計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、主に高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などの交通確保と社会参加を図るためデマンド型乗合タクシーの運行と、冬季の循環シャトルバスの運行を実証実験事業と位置づけている。デマンド型乗合タクシーについては、4月1日から常備車両2台、1日あたり16便の体制で2年度目の試行運行を開始した。12月までの9ヶ月間では延べ5154人(前年比20%増)の利用があった。特にJRとの接続や利用者の利便性を考慮して、最終便の運行時刻を変更したことが奏功したことと、2年度目に入り住民の間でも定着してきたものと思われる。

循環シャトルバスは、1日あたり3便の体制で12月18日から運行を開始し、12月31日までの14日間で延べ利用者数は1248人(前年比13%増)となっている。昨年度の利用実績を考慮して、運行時刻を1時間ほど遅らせたほか、一部バス停留所などの移設を行い利便性の向上を図った。また、運賃については新たに回数券(1乗車200円、回数券6枚1000円)を試験的に設定し、運用している。

## 具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

デマンド型乗合タクシーの実証運行については、総合事業計画において利用者数を毎日把握し、1日あたりの平均利用者数の推移で事業評価を行うこととしている。本年度は計画のとおり利用者数を毎日把握し、4月から12月までの1日あたりの平均利用者数の推移により事業評価を行った。

循環シャトルバスの実証運行については、総合事業計画において、多様な観光ニーズに対応するために、効率的なルート及び運行時間の設定が課題となっており、白馬村の資源を活かした、元気な観光交通システムをつくることを目標としている。バス乗車人数については、毎月路線ごとの集計による評価を行っているほか、実際運行に携わる交通事業者(ドライバー)からも聞き取り調査を行い、23年度実証運行に向けた取り組みの構築を図るための基礎材料調査を実施している。

なお、運行終了後においてバス停ごと、ルートごとの乗車頻度を把握することで、停留所の位置、必要性及びその結果に伴う運行ルートについて評価し再検証したい。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

デマンド型乗合タクシーについては65歳以上の利用者が主であり、村内65歳以上人口の約30%の者が利用している。また、乗車区間は自宅と医療機関の利用者が全体の約25%、自宅と商業施設の利用者が約10%となっており、日中時間帯における高齢者の通院需要、買物需要へ十分対応しうると判断される。また利用者数も着実に増加していることから、目標を達成するために適切な事業であると判断される。

循環シャトルバス事業については、12月の乗車人数が昨年同月を13%上回り、1,248人という利用実績となっている。宿泊施設と村内商店街とを結ぶことで、村内商店街の経済効果は計り知れない効果を生んでいるものと思われ観光ニーズに応えた商品としての公共交通サービスの提供がなされており、目標を達成するために適切な事業であると判断される

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

## 自立性・持続性

### 1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

デマンド型乗合タクシーの実証運行については、1日あたりの平均利用者は28.2人となっているが、収支率は10%台で推移しており、本格運行後永続的に事業展開していくには、収支率向上が図られる仕組みを確立することが課題である。なお、デマンド型乗合タクシーの実証運行の前後におけるタクシー事業者の売上げを比較すると若干の影響は見られるものの、検討委員会や法定協議会を通じて議論を深め、相互理解を図りながら事業を推進している。

循環シャトルバスは、利用促進及び認知度の向上のため一乗車200円の運賃設定（本年度から6枚綴り回数券も新たに設定）で、収支率は50%を目標値としているが、10%から20%台で推移している現状では、自立性の観点からは非常に厳しい数字である。

次年度以降は、一般村民の利用向上や観光関連事業者の一部費用負担についても研究を重ね、収支率の向上を図ることにより、継続して運行できる仕組みを早期に確立していきたいと考えている。

また、利用回数券については、タクシー事業者との共通利用についてもその方策を検討し、相互にメリットを享受できる仕組みをつくっていきたい。

実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

デマンド型乗合タクシーについては、利用者数は着実に増加していることから、現状の運行システムを大幅に見直しを行うことは、かえって利用者の利便を害することも懸念される。従って、現状の運行体制を維持しつつ、利用対象者の拡大（対象年齢の引き下げ等）を検討していきたいと考えている。

循環シャトルバスについても、利用者は増加していることから、大幅な見直しを行うことより、（費用負担の問題も含めて）いかに事業を継続していくかを検討していく必要がある。昨年行ったアンケートでは、中高校生の利用について希望はあるものの実態の利用に結びついていないことから、対象を観光客へシフトするとともに、一般村民の利用拡大について更に研究を進めていきたい。

### 2 事業の実施環境

当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成23年度においてデマンドタクシー及び循環シャトルバスの実証運行の事業を実施するにあたっては、白馬村からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、白馬村の平成23年3月議会に平成23年度予算案を提出し、村議会において審議してもらうことになっている。

なお、現在国土交通省が財務省に要求している地域公共交通確保維持改善事業が予算措置され、総合事業等の経過措置を含め、当該事業が補助対象として認められる場合には、国費を財源の一部として活用することで、関係者の合意を得ている。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

循環シャトルバスの運行にあたり、平成22年度は一般企業等からの協賛金はなかった。平成23年度の実証運行に向けては、白馬村観光局が主体となって観光関連事業者や関係商店等からの一部費用負担や協賛金拠出についての話し合いを進めている。本格運行に向け、平成23年度中には一定の方向性を出したい。

当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

白馬村の庁内会議においては、事業導入にあたり一定の枠は定めるが予算化については必要との見解である。また、循環シャトルバスの運行については、検討委員会において観光関連事業者等の一定の負担も必要であるとの意見も出されている。仮に協賛等の協力が得られない場合、事業の縮小もやむを得ない。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

### 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の設置要綱を制定しそれに基づいて審議を行っている。法定協議会の審議事項は、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、その他必要と認めた事項と規定されている。なお法定協議会の下に、デマンドタクシー、循環シャトルバスの事業ごとの検討委員会を設置し、法定協議会での検討前に検討委員会で審議を行っている。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

法定協議会の構成員には公募による住民が含まれているほか、検討委員会には利用者の組織等も委員に加わるなど意見を取り入れており、さらに高齢者の通院需要、買い物需要等を踏まえたデマンドタクシーの実証運行を実施するとともにアンケート調査もっており、その実施結果については検討委員会で検討を重ねるなど、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

第7回法定協議会において、平成22年度事業計画、予算案等について審議したほか、第8回法定協議会では冬季の循環シャトルバスの運行計画について審議を行っている。また、第9回法定協議会において平成23年度の運行計画について協議する予定となっており、計画事業を遂行するにあたって法定協議会を適切に開催している。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

各法定協議会における議事録や運行結果等は白馬村行政公式HPにおいて速やかに公表している。また、法定協議会設置要綱において議事の傍聴は原則可能である旨を謳っており、協議会の議事内容は適切に開示されていると考える。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会及び検討委員会の審議においては、デマンド型乗合タクシーの実証運行については収支率向上が課題であるものの、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保が重要であり、利用者のニーズに合った運行計画を樹立した上で来年度もこの実証運行を継続実施することとした。また循環シャトルバスについては、住民の一部費用負担に対する検討課題も残っているが、実証運行と合わせて将来のあるべき姿を検討していくとしていることから、翌年度の総合事業の実施について、地域関係者の実質的な合意形成がなされている。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。